

産業廃棄物の不適正処理に対する警戒について

土地所有者の皆さんへ 廃棄物の不適正処理にご注意ください！

資材置場や作業場の名目で貸した土地に産業廃棄物が山積みにされたり、自分の土地に産業廃棄物が気づかないうちに不法投棄されたりして、土地所有者が多額の費用を負担して撤去を余儀なくされるケースが後を絶ちません。土地所有者や、管理を委任された不動産業者等が、法に基づく廃棄物撤去等の命令の対象となることもあります。

このような事態を防ぐため、土地を貸す際は、相手が十分に信用できる人物であるかを確認し、契約書に土地の使用条件を明記しましょう。貸した後も、定期的な見回りや防犯カメラの設置などにより監視を徹底し、廃棄物が搬入された場合には賃借人に対し速やかに撤去を求めましょう。

連絡先

【大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市】
各市の産業廃棄物担当課へ

【泉州地域（堺市を除く）】

大阪府泉州農と緑の総合事務所環境指導課 電話 072-439-3810（直通）

【上記以外】

大阪府産業廃棄物指導課監視指導グループ 電話 06-6210-9572（直通）